

一般廃棄物処理実施計画（案）

令和8年度 ごみ処理・生活排水処理実施計画

令和8年4月

佐 々 町

目次

第1 ごみ処理実施計画	1
1 基本事項	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画区域	1
(3) 計画期間	1
(4) ごみの分別区分	1
(5) ごみの収集・運搬体制	2
(6) ごみの処理主体及び処理方法	2
(7) 処理施設	3
(8) ごみ量の推計	4
2 3R 推進計画	5
(1) ごみの排出抑制等に配慮した生活様式の定着	5
(2) 事業者の主体的取組の促進	5
(3) リサイクル活動の促進	5
(4) ごみ処理費用の適正負担の確保	5
3 適正処理等推進計画	6
(1) ごみの分別排出及び生活系ごみのステーション収集の徹底	6
(2) ごみステーションを新設する場合の条件等	6
(3) 処理困難物等の適正処理	7
(4) 適正な収集・運搬の確保	7
(5) 適正な中間処理の確保	7
(6) 適正な最終処分の確保	8
(7) 不法投棄の防止・環境美化の推進	8
第2 生活排水処理実施計画	9
1 基本事項	9
(1) 計画の目的	9
(2) 計画区域	9
(3) 計画期間	9
(4) 生活排水の処理形態別人口の推計	9
(5) し尿・浄化槽汚泥収集量の推計	9
(6) 生活排水（処理施設の種類ごと）の処理主体	10
2 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	10
(1) 基本的な処理体系	10
(2) 収集・運搬	10
(3) 中間処理及び最終処分	11
3 適正処理等の推進計画	11

(1) 適正処理の推進.....	11
(2) 水質保全の基盤づくり.....	11
(3) 水洗化の促進.....	11
(4) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換.....	11
(5) 水質保全意識の啓発.....	11

第1 ごみ処理実施計画

1 基本事項

(1) 計画の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき定めた佐々町一般廃棄物処理計画（ごみ処理基本計画）の実効性を確保し、当該計画を円滑に推進することを目的として策定する。

(2) 計画区域

本計画の対象区域は、本町の行政区域とする。

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

(4) ごみの分別区分

分別区分		排出容器等
可燃ごみ		指定袋（水色）
不燃ごみ	金属類	指定袋（緑色）
	ガラス類	指定袋（桃色）
	危険物類	指定袋（黄色）
粗大ごみ		ステッカー
資源ごみ	アルミ缶・スチール缶	指定袋（白色）
	飲料・食料用・化粧品用ガラスびん	
	ペットボトル	
	白色トレイ・その他のプラスチック	
	ダンボール	
	新聞・チラシ	
	その他の紙・紙パック	

※令和8年7月1日から可燃物（水色の袋）特小を新たに作製し販売を行う。また、高齢者、障害者、子育て家庭等の福祉的、経済的な支援策として家庭で使用した「紙おむつ類」の無料収集を行う。ごみ袋は、市販品の透明または半透明の袋（中身が確認できる袋）に入れてマジック等で「紙おむつ」と書いて各地区可燃物収集日の朝にごみステーションへ排出する。なお、不燃ごみ指定袋（金属類・ガラス類）の袋を一本化し、デザイン変更を行い不燃ごみ指定袋（緑色）の販売を開始する。

(5) ごみの収集・運搬体制

ごみの種類		収集形態	収集方法	収集回数
生活系ごみ	可燃ごみ	委託 直接搬入	ステーション方式 ※多量排出時は ステーション不可	週3回
	不燃ごみ			月2回
	粗大ごみ			月2回
	資源ごみ			月2回
事業系ごみ		排出者が自ら直接搬入、又は一般廃棄物許可業者へ収集・運搬を依頼		

【排出方法等に係る共通事項】

- 1 各家庭から排出される生活系ごみは、上記区分に従って分別し、決められた排出日時に所定のごみステーションに排出するか、佐々クリーンセンターに直接搬入する。
- 2 引越し等により一度に多量の一般廃棄物を排出する際は、排出者自らが佐々クリーンセンターに直接搬入するか、本町一般廃棄物収集運搬業許可業者等に依頼して適正に処理する。
- 3 事業系ごみは、排出事業者自らが佐々クリーンセンターに搬入するか、本町一般廃棄物収集運搬業許可業者への委託により適正に処理する。
- 4 家電4品目、自動車部品、農薬等の町で処理できないごみは排出者自らが専門業者等を通じて適正に処理する。

(注)：「家電4品目」とは、エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機のこと。

(6) ごみの処理主体及び処理方法

① 基本的な処理体系

ごみの種類	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ	町(委託) 許可業者 排出者	町 (一部委託)	焼却	町 (委託)	資源化(建設資材等) 又は埋立て
不燃ごみ	町(委託) 排出者		破砕・選別・保管・ 焼却・資源化		
粗大ごみ	町(委託) 排出者				
資源ごみ	町(委託) 排出者		資源化	—	—

② 収集・運搬

一般家庭から排出されるごみの収集・運搬は、次のとおり民間業者に委託する。なお、事業系ごみについては、自己処理(排出事業者自らが運搬するか、又は許可業者に収集・運搬を委託する。)を原則とする。

種別	委託業者	所 在
可燃ごみ	佐々町一般廃棄物収集運搬委託業者	佐々町内
不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ	佐々町一般廃棄物収集運搬委託業者	佐々町内

(注)：上記は、一般家庭からごみステーションに排出された生活系ごみの収集運搬を委託する業者である。なお、中間処理・一時保管施設から再資源化施設への運搬は、別途民間業者に委託する。

③ 中間処理

可燃ごみは、町（一部委託）が焼却処理する。

資源ごみは、町（直営）が中間処理する。

また、不燃ごみ及び粗大ごみは、前処理施設で破碎・選別する。選別された鉄とアルミは圧縮処理し、有価物として売却する。破碎後の可燃性残渣は、可燃ごみと一緒に焼却処理をする。

なお、資源ごみは、ストックヤードで選別・圧縮・梱包等の中間処理又は一時保管を行い、資源化業者に有価物として売却又は再生処理委託する。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づきパソコン及び携帯電話についても収集を行い、小型家電28分類・96品目全て資源化を行う。

④ 最終処分

佐々クリーンセンターから排出される焼却飛灰は、民間委託業者においては焼成後、資源化（建設資材等）を行っている。また、中間処理等で生じた焼却灰・ガラス類・陶磁器類は、民間業者に埋立処分を委託している。

(7) 処理施設

佐々クリーンセンター（所在地：佐々町小浦免1163-20）

区 分	焼却施設	前処理設備	ストックヤード
処理方式	機械化バッチ燃焼式 (ストーカ式)	破碎・選別・圧縮	選別・圧縮・梱包
能 力	18t/8時間×2炉	8t/5時間	600kg/時間 (プラスチック減容機) 貯留容量:309m ³
処理対象	可燃ごみ	不燃ごみ・資源ごみ	資源ごみ
着 工	平成5年7月	平成5年7月	平成12年12月
竣 工	平成8年3月	平成8年4月	平成13年4月
基幹的設備改良 工事 着工	令和4年12月	令和4年12月	令和4年12月
基幹的設備改良 工事 竣工	令和7年3月	令和7年3月	令和7年3月

(8) ごみ量の推計

① ごみの排出量

区 分	令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込み)	令和8年度	
			推計値	令和6年度比
人口 (人)	13,835	14,050	14,010	101.2%
ごみ排出量 (t)	4,590	4,703	4,677	101.8%
収集 ごみ	可燃ごみ	1,799	1,846	102.6%
	不燃ごみ・粗大ごみ	46	44	95.6%
	資源ごみ	191	199	103.6%
直接搬入ごみ	2,554	2,599	2,589	101.3%
町民1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	908.9	917.1	914.6	100.6%

- 1 集団回収量は資源ごみに含む。
- 2 $1人1日当たりごみ排出量(g/人・日) = 総排出量(t/年) \div 365日(366日) \div 人口10^6$
- 3 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

② ごみの資源化量

区 分	令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込み)	令和8年度	
			推計値	令和6年度比
ごみの資源化量 (t)	467	444	450	96.3%
紙類	96	120	124	129.1%
金属類 (缶類+破砕機後回収鉄・アルミ)	77	92	93	120.7%
ガラスびん類	62	77	79	127.4%
ペットボトル	40	38	38	95.0%
プラスチック類	33	34	34	103.0%
焼却処理後の資源物	129	53	52	40.3%
その他 (廃蛍光管、廃電池・被覆線・処理困難物)	30	30	30	100.0%
町民1人1日当たりのごみ資源化量 (g/人・日)	92.5	86.6	88.0	95.1%

- 1 集団回収量を含む。
- 2 金属類は、缶類 (アルミ・鉄) ・粗大ごみ処理で回収したアルミ類・鉄類
- 3 $1人1日当たりごみの資源化量(g/人・日) = 総資源化量(t/年) \div 365日(366日) \div 人口10^6$
- 4 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

③ 最終処分量

区 分	令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込み)	令和8年度	
			推計値	令和6年度比
焼却灰 (t)	341	323	321	94.1%
不燃残渣 (t)	41	58	55	134.1%
町民1人1日当たりの排出量 (g/人・日)	75.6	74.3	73.5	97.2%

2 3R 推進計画

(1) ごみの排出抑制等に配慮した生活様式の定着

- ① 保健環境自治連合会、各町内会、環境美化推進員等と協力・連携して、ごみの排出抑制等に係る普及啓発活動や研修会等を実施する。
- ② 広報紙、チラシ、ホームページ等を活用して普及啓発・情報提供を行う。
- ③ 学校、教育委員会等における環境学習を推進する。

(2) 事業者の主体的取組の促進

- ① 役場自らが庁舎内から排出されるごみ減量に取り組む。
- ② 商工会等と連携して、小売店等における過剰包装の抑制、リターナブル容器の利活用、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用・販売等の促進に係る啓発を行う。
- ③ 事業ごみの出し方やリサイクルに関する事業者向けのチラシを各事業所へ配布し、事業者独自のリサイクルが行えるよう、情報提供を行う。

(3) リサイクル活動の促進

- ① 地域におけるリサイクル活動を促進しごみの減量化を図るため、環境美化推進員と連携して、適正な分別の講習会等を実施し住民の普及啓発を行う。また、子供会等を対象とした廃品回収補助事業を実施する。
- ② 生ごみの堆肥化等によるごみの減量化を図るため、一般家庭における生ごみ処理器購入に対する補助事業を実施するとともに、地域団体と連携し、学校等において、生活系生ごみの再資源化について検証するための事業を実施する。
- ③ 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)に基づき、28分類・96品目全て資源化を行う。

(4) ごみ処理費用の適正負担の確保

- ① 近年の人件費や物価高騰により、ごみ処理に係る経費が増加していることや、場内の混雑を緩和し来場者の安全を確保するため、令和8年7月1日からクリーンセンターへ直接搬入されるごみの持ち込み手数料を下記のとおり改定する。

【改定後の手数料】 令和8年7月1日から

区 分	30kgまで	30kg超、10kgごと
持ち込み（一般家庭）	240円	80円
持ち込み（事業所）	300円	100円

※持ち込み（一般家庭）の手数料については、2年間（令和8年7月1日から令和10年6月30日）の経過措置を設け経過措置満了後、令和10年7月1日から「30kgまで300円」、「30kg超、10kgごと100円」とする。

一般家庭のごみについては、少量のごみは指定袋に入れ、地域のごみ集積場（ごみボックス）へ排出するよう周知する。なお、指定袋入りのごみを佐々クリーンセンターに直接搬入された場合であっても持ち込みの手数料を徴収する。

事業所のごみは従来どおり、直接クリーンセンターに持ち込むか（有料）、佐々町が許可した事業者へ依頼（有料）する。

3 適正処理等推進計画

(1) ごみの分別排出及び生活系ごみのステーション収集の徹底

- ① 町民に適正なごみの分け方・出し方を啓発するため、「ごみカレンダー」「ごみと資源物の分け方出し方」を配布し、ごみの減量化・再資源化を推進する。
- ② 転入者、町内会未加入者、共同住宅管理者等に対するごみの分け方・出し方の周知徹底を行う。
- ③ 町内会未加入者のごみの排出場所については、既存（町内会等）のごみステーションを利用するよう指導・助言を行う。
- ④ ごみステーションの適正管理を推進するため、保健環境自治連合会、各町内会、環境美化推進員等と協力して、ごみ出し違反者に対する指導を徹底する。
- ⑤ ごみステーション設置個所の環境整備に係る原材料支給を行う。
- ⑥ 排出事業者に対し、事業系ごみの分別排出の促進に関する啓発を行う。

(2) ごみステーションを新設する場合の条件等

宅地開発やアパート・マンションの新築等に伴いごみステーションが増加傾向にあり、ごみの収集運搬の効率化・コスト削減に配慮しながら、ごみステーションを適正に配置していく必要があることから、原則として、次の条件を満たす場合にごみステーションの新設を認めることとする。

- ① 近くに利用できる既存のごみステーションが無いこと。
- ② 概ね20戸以上の利用が見込まれること。
- ③ ごみステーション設置予定地の土地所有者（又は管理者）や当該地域の町内会長等の関係者の了解が得られていること。
- ④ 設置後の管理体制など衛生保持対策が明確化されていること。
- ⑤ ごみ収集車両の通行・横付け等が可能な場所であり、収集車両への積み込み作業の安全が確

保できる場所であること。

(3) 処理困難物等の適正処理

- ① エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の廃家電4品目の処理については、家電リサイクル法に基づき、適正な処理ルートで円滑にリサイクルされるよう啓発・指導する。
- ② 在宅医療の進展に伴い一般家庭から出る使用済みの注射針や期限切れ・飲み残しの医薬品等については、薬剤師会、医薬品販売店、病院、専門の処理業者等により適正に処理されるよう必要な指導を行う。
- ③ 火災ごみについては、火災ごみ搬入要領に基づいて適正に処理されるよう啓発・指導する。
- ④ その他感染性のあるもの（医療機関から排出される感染性一般廃棄物）、有害性のあるもの（農薬、劇薬等）、危険性のあるもの（火薬類、ガスボンベ等）、引火性のあるもの（塗料、溶剤、灯油類等）、処理業務を困難にし、又は処理施設を破損させる恐れのあるもの（自動車部品（タイヤ、バッテリー、シート等）、バイク、農機具、消火器、電気温水器、温水ボイラー（業務用））等については、排出者に対する処理ルートの周知と専門業者等による適正な処理について必要な指導・啓発を行う。

(4) 適正な収集・運搬の確保

- ① 生活系ごみの収集・運搬については、法令等に基づき業務遂行の適正を最優先する観点から、業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務の実施に関する相当の経験を有する現在の契約業者に業務を委託するとともに、効率的かつ効果的な収集・運搬方法について検討を行う。
- ② 事業系ごみの収集・運搬については、一般廃棄物収集運搬業許可業者への指導等を通じて、円滑かつ適正な収集運搬を確保する。
- ③ 近年、本町におけるごみ処理量は年々減少傾向にあり、一般廃棄物収集運搬業許可業者の令和6年度における搬入実績は554トンと既存の許可業者による収集・運搬能力で十分充足している。また、むやみに一般廃棄物収集運搬業の許可業者を増やすことで、既存業者の健全な事業活動に影響を与え、場合によっては、度を越えた価格競争から経費削減を目的とした不法行為（不法投棄など）に繋がることも懸念され、本町における適正で安定的な一般廃棄物の処理・継続に支障をきたす恐れがある。

以上のような理由から、令和8年度中は原則新たな許可は行わない。

なお、家電リサイクル法に基づく、家電4品目の新規の許可については、指定引取場所が本町にあることから、今後も新規許可を行う。

(5) 適正な中間処理の確保

- ① 焼却、再資源化等の中間処理施設は、周辺的生活環境に影響を与えないよう、適正な運転管理を行う。

(6) 適正な最終処分の確保

- ① 佐々クリーンセンターで発生する焼却残渣、陶器類、ガラス類の処理については、民間施設に搬入を行い、資源化（建設資材等）又は埋立処分を行う。

(7) 不法投棄の防止・環境美化の推進

- ① 不法投棄を未然に防ぐため、保健環境自治連合会、警察、保健所等の関係機関・団体と協力・連携して、道義高揚・マナーアップ等の啓発活動や巡回パトロールを行うとともに、違反者に対する指導を強化する。
- ② 関係機関・団体と連携して、不法投棄が多発する場所に不法投棄防止のための看板を設置する。
- ③ 保健環境自治連合会、各町内会、地域団体、企業、学校等が行う清掃活動を支援する。

第2 生活排水処理実施計画

1 基本事項

(1) 計画の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき定めた佐々町一般廃棄物処理計画（生活排水処理基本計画）の実効性を確保し、当該計画を円滑に推進することを目的として策定する。

(2) 計画区域

本計画の対象区域は、本町の行政区域とする。

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

(4) 生活排水の処理形態別人口の推計

区 分	令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込み)	令和8年度	
			推計値	令和6年度比
行政人口（計画処理区域内人口）（人）	13,835	14,050	14,010	101.3%
水洗化・生活雑排水処理人口（人）	12,677	12,502	12,467	98.3%
コミュニティ・プラント人口（人）	0	0	0	—
合併処理浄化槽人口（人）	873	849	847	97.0%
公共下水道人口（人）	11,475	11,653	11,620	101.3%
農業集落排水施設人口（人）	0	0	0	—
水洗化・生活人口雑排水未処理人（人） （単独処理浄化槽人口）	329	339	338	102.7%
非水洗化人口（人）	1,158	1,209	1,205	104.1%
し尿収集人口（人）	1,158	1,209	1,205	104.1%
自家処理人口（人）	0	0	0	—

資料：佐々町水道課

(5) し尿・浄化槽汚泥収集量の推計

区 分	令和6年度 (実績)	令和7年度 (見込み)	令和8年度	
			推計値	令和6年度比
し尿収集量（kl）	3,338	2,715	2,605	78.0%
汲み取りし尿	2,006	1,487	1,400	69.8%
浄化槽汚泥	1,332	1,228	1,205	90.5%

（備考）1 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

(6) 生活排水（処理施設の種類ごと）の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体	対象地区
公共下水道	し尿、生活雑排水	町（直営）	下水道認定区域
合併浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等	下水道認定区域外
単独浄化槽	し尿	個人等	下水道認定区域外
し尿等前処理施設	し尿、浄化槽汚泥	町（直営）	佐々処理区

2 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

(1) 基本的な処理体系

し尿及び浄化槽汚泥処理に関する管理・運営体制は、次のとおりとする。

収集・運搬は、各家庭あるいは浄化槽管理（設置）者が直接、本町が許可した収集運搬業者に依頼し適正に処理する。

佐々町における生活排水（処理施設の種類ごと）の処理については、平成26年度迄は北松南部清掃一部事務組合が主体となり運営・管理を実施してきたが、当該組合の施設操業停止及び解散に伴い平成27年4月から令和6年10月の間は、民間事業者（環境リサイクルエネルギー株式会社）が保有する処理施設において委託処理を行っていた。令和6年度に浄化管理センター内に佐々町し尿等前処理施設を整備し、令和6年11月からし尿や浄化槽汚泥を受け入れ、希釈して浄化管理センターへ投入している。

収集・運搬 主体	中間処理		最終処分	
	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
許可業者	町 （委託）	前処理+希釈投入	町 （委託）	資源化（建設資材等）又は埋立て

(2) 収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、本町の一般廃棄物（し尿・汚泥）収集・運搬業許可業者が行う。

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬許可業者	所 在
有限会社新北松衛生社	佐世保市江迎町埋立2番地34

浄化槽汚泥の収集・運搬許可業者	所 在
有限会社吉田環境衛生設備工業	佐世保市世知原町栗迎111番地1

(3) 中間処理及び最終処分

本町で収集されたし尿及び浄化槽汚泥は浄化管理センター内に整備した佐々町し尿等前処理施設で受入れ、し尿・浄化槽汚泥に混入するきょう雑物（し渣）を破碎、回収して脱水し、場外に搬出する。し渣を除去したし尿・浄化槽汚泥は貯留設備に移送・均一化し、場内処理水で希釈し、し尿投入ポンプで隣接する佐々浄化センター（下水処理施設）の分配槽に投入する。除去したきょう雑物（し渣）は、本町の一般廃棄物処理施設で焼却処分し、当該処理により生じた焼却残渣は、専門業者により、リサイクル・一部埋立処分される。

処理方式	前処理+希釈投入
能力	10KL/日（し尿：4KL/日、浄化槽汚泥：6KL/日）
処理対象	し尿・浄化槽汚泥
着工	令和4年11月
竣工	令和6年10月

3 適正処理等の推進計画

(1) 適正処理の推進

一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業許可業者の指導・啓発を通じて適正なし尿の収集運搬を確保し、また、本町のし尿等前処理施設において適正処理を推進する。

(2) 水質保全の基盤づくり

生活排水（し尿及び生活雑排水）の処理対策として、公共下水道や合併処理浄化槽など、水質保全のための基盤づくりを計画的に進める。

(3) 水洗化の促進

公共下水道や農業集落排水施設が整備されている区域で、未接続となっている家庭・事業所に対しては、下水道等への接続を働きかけ、水洗化の促進に努める。

また、公共下水道の区域を除く区域に対しても合併処理浄化槽設置整備事業補助金及びその維持管理に対して合併処理浄化槽維持管理費補助金を交付するものとし、水洗化の促進に努める。

(4) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

単独浄化槽を設置している家庭・事業所に対しては、生活排水処理を促進するため、合併処理（公共下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽）への転換を働きかける。

(5) 水質保全意識の啓発

日常生活や生産活動における水環境への負荷を低減するため、公共下水道等の普及に向けた啓発活動に努めるとともに、水環境にやさしい生活スタイルに向けた情報発信の強化に努める。